

# 航空法施行規則の一部を改正する省令案について

平成 18 年 11 月  
航空局技術部乗員課

## I. 背景

### 1. 航空身体検査証明関係

航空機乗組員に対して義務付けられている航空身体検査証明に係る身体検査基準等は、昭和 58 年 11 月の航空審議会答申「航空機乗組員の健康管理についての改善方策について」以降、定期的に（概ね 5 年に一度）見直しが行われております。

今般、欧米の基準等を参考としつつ、国際民間航空条約付属書第 1 に定められている国際標準との整合性を確保する必要性に鑑み、民間有識者・専門家を委員とする「航空身体検査基準検討委員会」における検討結果を踏まえ、最新の医学情報、検査技術等の医学的知見を取り入れることにより、我が国における身体検査基準を改正する必要があります。

また、航空身体検査証明制度の適正かつ効率的な運用を目的とした所要の改正を併せて行う必要があります。

### 2. 指定運航管理者養成施設関係

国土交通大臣が申請により指定した運航管理者養成施設の課程を修了した者（以下「指定運航管理者養成施設課程修了者」という。）については、国が実施する運航管理者技能検定に係る実地試験の一部を免除することとしています。運航管理者養成施設における技能審査等が国の実地試験と同等以上であるという今般の実態を考慮し、指定運航管理者養成施設課程修了者について実地試験を全部免除することとする必要があります。

## II. 改正の概要

航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）において、以下のとおり、航空身体検査証明に係る身体検査基準の改正等、所要の改正を行うこととしております。

### 1. 航空身体検査証明関係

(1) 身体検査基準の一部に適合していない者のうち、国土交通大臣が適合しているとみなした者については、次に掲げる場合にあっては、指定航空身体検査医は、これらの者について当該基準に適合しているものとみなし、航空身体検査証明を行うことができることとすることを検討しております。（第 61 条の 2 関係）

- ① 身体検査基準に適合しているとみなされた症状等が固定し、変化しないと国土交通大臣が認める場合
- ② 国土交通大臣の指示に基づく検査等の結果、身体検査基準に適合しているとみなされた症状等が安定し、変化がないと認められる場合

(2) 航空身体検査証明の有効期間の起算日を国際標準に合わせ、以下の通り規則に明記することを検討しております。（第 61 条の 3 関係）

- ① 航空身体検査証明の有効期間の起算日は、証明書交付の日とする。
- ② 現に有する航空身体検査証明の有効期間が満了する日の 45 日前から当該期間が満了する日までの間に新たに航空身体検査証明の交付を行う場合は、当該期間が満

了する日の翌日を新たな航空身体検査証明の起算日とする。

- (3) 航空身体検査指定機関において身体検査の一部を他の医療機関等を実施させることとした場合及び当該他の医療機関等を変更した場合について届出を義務付けることを検討しております。(第238条関係)
- (4) 身体検査基準について、以下の改正を行うことを検討しております。(具体的な改正案については、規則別表第4の新旧対照表(別添)をご参照下さい。)
  - ① 最新の医学的知見を取り入れ、対象となる傷病、検査方法等について所要の改正を行います。
  - ② 第1種及び第2種の基準について、国際標準を考慮した規制の合理化等の措置を行います。
  - ③ その他症状等の程度の表現の明確化、基準の整理・統合等を行います。
- (5) 上記改正に併せて、航空身体検査証明申請書、航空身体検査証明書等の様式等について所要の改正を行うことを検討しております。

## 2. 指定運航管理者養成施設関係

指定運航管理者養成施設の課程を修了した者については、運航管理者技能検定に係る実地試験を行わないこととすることを検討しております。(第170条の6関係)

## Ⅲ. 今後のスケジュール(予定)

公 布：平成18年12月下旬

施 行：平成19年4月1日(Ⅱ. 2関係は平成19年3月1日)

改正案		現行	
別表第四（第六十一条の二関係） 身体検査基準		別表第四（第六十一条の二関係） 身体検査基準	
検査項目	第一種	検査項目	第一種
一 一般	<p>(一) 頭部、顔面、頸部、軀幹又は四肢に航空業務に支障を来すおそれのある奇形、変形又は機能障害がないこと。</p> <p>(二) 航空業務に支障を来すおそれのある過度の肥満がないこと。</p> <p>(三) 悪性腫瘍若しくはその既往歴若しくは悪性腫瘍の疑いがないこと又は航空業務に支障を来すおそれのある良性腫瘍がないこと。</p>	第一種	<p>(一) 頭部、顔面、頸部、軀幹又は四肢に航空業務に支障を来す変形、奇形又は機能障害がないこと。</p> <p>(二) 著しい全身の衰弱又は航空業務に支障を来すおそれのある過度の肥満がないこと。</p> <p>(三) 悪性腫瘍又はその疑いがないこと。</p>
第二種	<p>(一) 頭部、顔面、頸部、軀幹又は四肢に航空業務に支障を来すおそれのある奇形、変形又は機能障害がないこと。</p> <p>(二) 航空業務に支障を来すおそれのある過度の肥満がないこと。</p> <p>(三) 悪性腫瘍若しくはその既往歴若しくは悪性腫瘍の疑いがないこと又は航空業務に支障を来すおそれのある良性腫瘍がないこと。</p>	第二種	<p>(一) 頭部、顔面、頸部、軀幹又は四肢に航空業務に支障を来す変形、奇形又は機能障害がないこと。</p> <p>(二) 著しい全身の衰弱又は航空業務に支障を来すおそれのある過度の肥満がないこと。</p> <p>(三) 悪性腫瘍又はその疑いがないこと。</p>

二 呼吸器系	<p>(一)   航空業務に支障を来す おそれのある呼吸器系疾患又は胸膜・縦隔疾患がないこと。</p>	<p>(一)   航空業務に支障を来す おそれのある呼吸器系疾患又は胸膜・縦隔疾患がないこと。</p>		<p>(四)   (略)</p> <p>(五)   航空業務に支障を来すおそれのある内分泌疾患若しくは代謝疾患又はこれらに基づく臓器障害若しくは機能障害がないこと。</p> <p>(六)   (略)</p> <p>(七)   航空業務に支障を来すおそれのあるアレルギー性疾患がないこと。</p> <p>(八)   航空業務に支障を来すおそれのある眠気の原因となる睡眠障害がないこと。</p>	<p>(四)   (略)</p> <p>(五)   航空業務に支障を来すおそれのある内分泌疾患若しくは代謝疾患又はこれらに基づく臓器障害若しくは機能障害がないこと。</p> <p>(六)   (略)</p> <p>(七)   航空業務に支障を来すおそれのあるアレルギー性疾患がないこと。</p> <p>(八)   航空業務に支障を来すおそれのある眠気の原因となる睡眠障害がないこと。</p>
二 呼吸器系	<p>(一)   活動性の呼吸器系疾患がないこと。</p> <p>(二)   胸膜又は縦隔に重大な異常がないこと。</p>	<p>(一)   活動性の呼吸器系疾患がないこと。</p> <p>(二)   胸膜又は縦隔に重大な異常がないこと。</p>		<p>(四)   (略)</p> <p>(五)   重大な内分泌疾患又は代謝疾患がないこと。</p> <p>(六)   (略)</p> <p>(七)   重大なアレルギー性疾患がないこと。</p>	<p>(四)   (略)</p> <p>(五)   重大な内分泌疾患又は代謝疾患がないこと。</p> <p>(六)   (略)</p> <p>(七)   重大なアレルギー性疾患がないこと。</p>

三 循環器系	(一) (略) (二) 心筋障害又はその徴候がないこと。	(二)・(三) (略)
(三) 冠動脈疾患又はその徴候がないこと。	(一) (略) (二) 心筋障害又はその徴候がないこと。	(二)・(三) (略)
(四) 航空業務に支障を来すおそれのある先天性心疾患がないこと。	(一) (略) (二) 心筋障害又はその徴候がないこと。	(二)・(三) (略)
(五) 航空業務に支障を来すおそれのある後天性弁膜疾患又はその既往歴がないこと。	(一) (略) (二) 心筋障害又はその徴候がないこと。	(二)・(三) (略)
(六) 航空業務に支障を来すおそれのある心膜の疾患	(一) (略) (二) 心筋障害又はその徴候がないこと。	(二)・(三) (略)

三 循環器系	(三) 病巣の安定を確認できない肺結核後遺症がないこと。 (四) 呼吸機能低下を来す呼吸器系の重大な疾患がないこと。 (五)・(六) (略)	(三) 病巣の安定を確認できない肺結核後遺症がないこと。 (四) 呼吸機能低下を来す呼吸器系の重大な疾患がないこと。 (五)・(六) (略)
(一) (略) (二) 心筋障害若しくは冠動脈障害又はこれらの徴候がないこと。	(一) (略) (二) 心筋障害若しくは冠動脈障害又はこれらの徴候がないこと。	(一) (略) (二) 心筋障害若しくは冠動脈障害又はこれらの徴候がないこと。
(三) 重大な先天性心疾患がないこと。	(一) (略) (二) 心筋障害若しくは冠動脈障害又はこれらの徴候がないこと。	(一) (略) (二) 心筋障害若しくは冠動脈障害又はこれらの徴候がないこと。
(四) 急性機能喪失等により航空業務に支障を来すおそれのある後天性弁膜疾患がないこと。	(一) (略) (二) 心筋障害若しくは冠動脈障害又はこれらの徴候がないこと。	(一) (略) (二) 心筋障害若しくは冠動脈障害又はこれらの徴候がないこと。
(五) 重大な心膜の疾患がないこと。	(一) (略) (二) 心筋障害若しくは冠動脈障害又はこれらの徴候がないこと。	(一) (略) (二) 心筋障害若しくは冠動脈障害又はこれらの徴候がないこと。

	<p>四 消化器系 (口腔及び 歯牙を除く )</p>
<p>(七) 心不全又はその既往歴がないこと。 (八) 航空業務に支障を来すおそれのある刺激生成又は興奮伝導の異常がないこと。 (九) 航空業務に支障を来すおそれのある動脈疾患、静脈疾患又はリンパ系疾患が認められないこと。</p>	<p>(一) 消化器系及び腹膜に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は機能障害がないこと。 (二) 航空業務に支障を来すおそれのある消化器外科疾患又は手術による後遺症がないこと。</p>
<p>(七) 心不全又はその既往歴がないこと。 (八) 航空業務に支障を来すおそれのある刺激生成又は興奮伝導の異常がないこと。 (九) 航空業務に支障を来すおそれのある動脈疾患、静脈疾患又はリンパ系疾患が認められないこと。</p>	<p>(一) 消化器系及び腹膜に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は機能障害がないこと。 (二) 航空業務に支障を来すおそれのある消化器外科疾患又は手術による後遺症がないこと。</p>
	<p>四 消化器系 (口腔及び 歯牙を除く )</p>
<p>(六) 心不全又はその既往歴がないこと。 (七) 重大な刺激生成又は興奮伝導の異常がないこと。 (八) 動脈瘤、重大な静脈瘤又はリンパ浮腫が認められないこと。</p>	<p>(一) 消化器系及び腹膜に重大な疾患又は機能障害がないこと。 (二) 航空業務に支障を来すおそれのある消化器(肛門部を除く。)の疾患又は手術による後遺症がないこと。 (三) 航空業務に支障を来すおそれのある肛門部の疾患</p>
<p>(六) 心不全がないこと。 (七) 重大な刺激生成又は興奮伝導の異常がないこと。 (八) 動脈瘤、重大な静脈瘤又はリンパ浮腫が認められないこと。</p>	<p>(一) 消化器系及び腹膜に重大な疾患又は機能障害がないこと。 (二) 航空業務に支障を来すおそれのある消化器(肛門部を除く。)の疾患又は手術による後遺症がないこと。 (三) 航空業務に支障を来すおそれのある肛門部の疾患</p>

	<p>五 血液及び造血臓器</p>	<p>六 腎臓、泌尿器系及び生殖器系</p>	<p>七 運動器系</p>
<p>(一) 航空業務に支障を来すおそれのある貧血がないこと。</p>	<p>(一) 航空業務に支障を来すおそれのある血液又は造血臓器の系統的疾患がないこと。</p> <p>(二) 航空業務に支障を来すおそれのある血液又は造血臓器の系統的疾患がないこと。</p> <p>(三) 航空業務に支障を来すおそれのある出血傾向を有する疾患がないこと。</p>	<p>(一) (三) (略)</p> <p>(四) (略)</p>	<p>(一) 航空業務に支障を来すおそれのある運動器の奇形、変形若しくは欠損又</p>
<p>(一) 航空業務に支障を来すおそれのある貧血がないこと。</p>	<p>(一) 航空業務に支障を来すおそれのある血液又は造血臓器の系統的疾患がないこと。</p> <p>(二) 航空業務に支障を来すおそれのある血液又は造血臓器の系統的疾患がないこと。</p> <p>(三) 航空業務に支障を来すおそれのある出血傾向を有する疾患がないこと。</p>	<p>(一) (三) (略)</p> <p>(四) (略)</p>	<p>(一) 航空業務に支障を来すおそれのある運動器の奇形、変形若しくは欠損又</p>

	<p>五 血液及び造血臓器</p>	<p>六 腎臓、泌尿器系及び生殖器系</p>	<p>七 運動器系</p>
<p>患がないこと。</p>	<p>(一) 高度の貧血がないこと。</p> <p>(二) 血液又は造血臓器の系統的疾患がないこと。</p> <p>(三) 出血傾向を有する疾患がないこと。</p> <p>(四) 脾腫がないこと。</p>	<p>(一) (三) (略)</p> <p>(四) 航空業務に支障を来すおそれのある月経障害がないこと。</p> <p>(五) (略)</p>	<p>(一) 骨及び関節の著しい奇形、変形若しくは欠損又は機能障害がないこと。</p>
<p>患がないこと。</p>	<p>(一) 高度の貧血がないこと。</p> <p>(二) 血液又は造血臓器の系統的疾患がないこと。</p> <p>(三) 出血傾向を有する疾患がないこと。</p> <p>(四) 脾腫がないこと。</p>	<p>(一) (三) (略)</p> <p>(四) 航空業務に支障を来すおそれのある月経障害がないこと。</p> <p>(五) (略)</p>	

八 精神及び 神経系	
(二)(一) (略) 航空業務に支障を来す	<p>は機能障害がないこと。</p> <p>(二) 脊柱に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は変形がないこと。</p>
(二)(一) (略) 航空業務に支障を来す	<p>は機能障害がないこと。</p> <p>(二) 脊柱に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は変形がないこと。</p>
八 精神及び 神経系	
(二)(一) (略) 明らかな人格障害又は	<p>(二) 骨、筋肉、腱、神経及び関節の重大な疾患若しくは外傷がないこと又はこれらの後遺症による重大な運動機能障害がないこと。</p> <p>(三) 脊柱に重大な疾患若しくは変形又は苦痛を伴う疾患若しくは変形がないこと。</p> <p>(四) 脊柱又は脊柱の疾患若しくは変形による四肢の運動機能障害がないこと。</p> <p>(五) 習慣性関節脱臼がないこと。</p> <p>(六) 四肢に航空業務に支障を来すおそれのある運動機能障害がないこと。</p>
(二)(一) (略) 明らかな人格障害又は	<p>(一) 骨、筋肉、腱、神経及び関節の重大な疾患若しくは外傷がないこと又はこれらの後遺症による重大な運動機能障害がないこと。</p> <p>(二) 脊柱に重大な疾患若しくは変形又は苦痛を伴う疾患若しくは変形がないこと。</p> <p>(三) 脊柱又は脊柱の疾患若しくは変形による四肢の運動機能障害がないこと。</p> <p>(四) 習慣性関節脱臼がないこと。</p> <p>(五) 四肢に航空業務に支障を来すおそれのある運動機能障害がないこと。</p>



おそれのあるパーソナリティ障害若しくは行動障害又はこれらの既往歴がないこと。

(三) 薬物依存若しくはアルコール依存又はこれらの既往歴がないこと。

(四) てんかん又はその既往歴がないこと。

(五) 意識障害若しくはけいれん発作又はこれらの既往歴がないこと。

(六) 航空業務に支障を来すおそれのある頭部外傷の既往歴又は頭部外傷後遺症がないこと。

(七) (略)

(八) 航空業務に支障を来すおそれのある末梢神経系統又は自律神経系統の障

おそれのあるパーソナリティ障害若しくは行動障害又はこれらの既往歴がないこと。

(三) 薬物依存若しくはアルコール依存又はこれらの既往歴がないこと。

(四) てんかん又はその既往歴がないこと。

(五) 意識障害若しくはけいれん発作又はこれらの既往歴がないこと。

(六) 航空業務に支障を来すおそれのある頭部外傷の既往歴又は頭部外傷後遺症がないこと。

(七) (略)

(八) 航空業務に支障を来すおそれのある末梢神経系統又は自律神経系統の障

重大な行動障害がないこと。

(三) 薬物依存又はアルコール依存がないこと。

(四) てんかん性疾患、重大な突発性の意識障害若しくはけいれん発作又はこれらの既往歴がないこと。

(五) 重大な頭部外傷の既往歴又は頭部外傷後遺症がないこと。

(六) (略)

(七) 重大な末梢神経系統又は自律神経系統の障害がないこと。

重大な行動障害がないこと。

(三) 薬物依存又はアルコール依存がないこと。

(四) てんかん性疾患、重大な突発性の意識障害若しくはけいれん発作又はこれらの既往歴がないこと。

(五) 重大な頭部外傷の既往歴又は頭部外傷後遺症がないこと。

(六) (略)

(七) 重大な末梢神経系統又は自律神経系統の障害がないこと。

	九 眼	十 視 機 能
害がないこと。	<p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 中間透光体、眼底又は視路に航空業務に支障を来すおそれのある障害がないこと。</p>	<p>(一) (略)</p> <p>イ 各眼が裸眼で〇・七以上及び両眼で一・〇以上の遠見視力を有すること。</p> <p>ロ 各眼について、各レンズの屈折度が(±)八ジオプトリーを超えない範囲の常用眼鏡により〇・七以上、かつ、両眼で一・〇以上に矯正することができること。</p> <p>(二) 裸眼又は自己の矯正眼鏡の使用により各眼が八</p>
害がないこと。	<p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 中間透光体、眼底又は視路に航空業務に支障を来すおそれのある障害がないこと。</p>	<p>(一) (略)</p> <p>イ 各眼が裸眼で〇・七以上の遠見視力を有すること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(二) 裸眼又は自己の矯正眼鏡の使用により各眼が三〇センチメートルから五〇センチメートルまでの間の任意の視距離で近見視力表(三〇センチメートル視力用)の〇・五以上の視標を判読できること。</p> <p>(三) 航空業務に支障を来す</p>
	九 眼	十 視 機 能
害がないこと。	<p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 中間透光体、眼底又は視路に航空業務に支障を来す障害がないこと。</p>	<p>(一) (略)</p> <p>イ 各眼が裸眼で一・〇以上の遠距離視力を有すること。</p> <p>ロ 各眼について、各レンズの屈折度が(±)六ジオプトリーを超えない範囲の常用眼鏡により一・〇以上に矯正することができること。</p> <p>(二) 裸眼又は自己の矯正眼鏡の使用により各眼が八</p>
害がないこと。	<p>(一)・(二) (略)</p> <p>(三) 中間透光体、眼底又は視路に航空業務に支障を来す障害がないこと。</p>	<p>(一) (略)</p> <p>イ 各眼が裸眼で〇・七以上の遠距離視力を有すること。</p> <p>ロ (略)</p> <p>(二) 裸眼又は自己の矯正眼鏡の使用により各眼が三〇センチメートルから五〇センチメートルまでの間の任意の視距離で近見視力表(三〇センチメートル視力用)の〇・五以上の視標を判読できること。</p>

○センチメートルの視距離で、近見視力表（三〇センチメートル視力用）により〇・二以上の視標を判読できること。

(三) 裸眼又は自己の矯正眼鏡の使用により各眼が三〇センチメートルから五〇センチメートルまでの間の任意の視距離で近見視力表（三〇センチメートル視力用）の〇・五以上の視標を判読できると。

(四) 航空業務に支障を来すおそれのある両眼視機能の異常がないこと。

(五) 航空業務に支障を来すおそれのある視野の異常がないこと。

(六) 航空業務に支障を来すおそれのある眼球運動の異常がないこと。

おそれのある両眼視機能の異常がないこと。

(四) 航空業務に支障を来すおそれのある視野の異常がないこと。

(五) 航空業務に支障を来すおそれのある眼球運動の異常がないこと。

(六) 航空業務に支障を来すおそれのある色覚の異常がないこと。

○センチメートルの視距離で、近距離視力表（三〇センチメートル視力用）により〇・二以上の視標を判読できること。

(三) 裸眼又は自己の矯正眼鏡の使用により各眼が三〇センチメートルから五〇センチメートルまでの間の任意の視距離で近見視力表（三〇センチメートル視力用）の〇・五以上の視標を判読できること。

(四) 正常な両眼視機能を有すること。

(五) 正常な視野を有すること。

(六) 眼球運動が正常であり、かつ、眼振がないこと。

(三) 正常な視野を有すること。

(四) 眼球運動が正常であり、かつ、眼振がないこと。

(五) 色覚が正常であること。

	<p>十一 耳 鼻咽</p>
<p>(七)   航空業務に支障を来す おそれのある色覚の異常 がないこと。</p>	<p>(一) 内耳、中耳（乳様突起を含む。）又は外耳に航空業務に支障を来すおそれのある疾患がないこと。</p> <p>(二) (四) (略)</p> <p>(五) 鼻腔、副鼻腔又は咽喉頭に航空業務に支障を来すおそれのある疾患がないこと。</p> <p>(六) (七) (略)</p>
	<p>(一) 内耳、中耳（乳様突起を含む。）又は外耳に航空業務に支障を来すおそれのある疾患がないこと。</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) 航空業務に支障を来すおそれのある鼓膜の異常がないこと。</p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) 鼻腔、副鼻腔又は咽喉頭に航空業務に支障を来すおそれのある疾患がないこと。</p> <p>(六) 鼻腔の通気を著しく妨げる鼻中隔の彎曲がないこと。</p> <p>(七) (略)</p>
	<p>十一 耳 鼻咽</p>
<p>(七)   色覚が正常であること</p>	<p>(一) 内耳、中耳（乳様突起を含む。）又は外耳の重大な疾患がないこと。</p> <p>(二) (四) (略)</p> <p>(五) 鼻腔、副鼻腔又は咽喉頭に重大な疾患がないこと。</p> <p>(六) (七) (略)</p>
	<p>(一) 内耳、中耳（乳様突起を含む。）又は外耳の重大な疾患がないこと。</p> <p>(二) (略)</p> <p>(三) (略)</p> <p>(四) 鼻腔、副鼻腔又は咽喉頭に重大な疾患がないこと。</p> <p>(五) (略)</p>

十二 聴力

暗騒音が五〇デシベル(A)未満の部屋で、各耳について五〇〇、一、〇〇〇及び二、〇〇〇ヘルツの各周波数において三五デシベルを超える聴力低下並びに三、〇〇〇ヘルツの周波数において五〇デシベルを超える聴力低下がないこと。

(一)

計器飛行証明を有する者にあつては、暗騒音が五〇デシベル(A)未満の部屋で、各耳について五〇〇、一、〇〇〇及び二、〇〇〇ヘルツの各周波数において三五デシベルを超える聴力低下並びに三、〇〇〇ヘルツの周波数において五〇デシベルを超える聴力低下がないこと。

(二)

(一)に掲げる者以外の者にあつては、次のいずれかに該当すること。

イ 暗騒音が五〇デシベル(A)未満の部屋で、各耳について五〇〇、一、〇〇〇及び二、〇〇〇ヘルツの各周波数において四五デシベルを超える聴力低下がないこと。これを満たさな

十二 聴力

次のいずれかに該当すること。

イ 暗騒音が五〇デシベル(A)未満の部屋で、各耳について五〇〇、一、〇〇〇及び二、〇〇〇ヘルツの各周波数において三五デシベルを超える聴力低下並びに三、〇〇〇ヘルツの周波数において五〇デシベルを超える聴力低下がないこと。

ロ 各耳について操縦室内の騒音を模した騒音の下で会話音及びビーコン信号を正常耳と同等に聴取することができるが、かつ、暗騒音が五〇デシベル(A)未満の部屋で、後方二メートルの距離から発せられた通常の強さの会話の音声を両耳を使用して正しく聴取できること。

次のいずれかに該当すること。

イ 暗騒音が五〇デシベル(A)未満の部屋で、各耳について五〇〇、一、〇〇〇及び二、〇〇〇ヘルツの各周波数において四五デシベルを超える聴力低下がないこと。

ロ いずれか一方の耳について五〇〇、一、〇〇〇及び二、〇〇〇ヘルツの各周波数において三〇デシベルを超える聴力低下がないこと。

ハ 暗騒音が五〇デシベル(A)未満の部屋で、後方二メートルの距離から発せられた通常の強さの会話の音声を両耳を使用して正しく聴取できること。

十四 (略)	十三 口腔及 び歯牙 <sup>が</sup>	
(略)	口腔及び歯牙に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は機能障害がないこと。	
(略)	口腔及び歯牙に航空業務に支障を来すおそれのある疾患又は機能障害がないこと。	ロ 暗騒音が五〇デシベル(A)未満の部屋で、後方二メートルの距離から発せられた通常の強さの会話の音声を両耳を使用して正しく聴取できること。

十四 (略)	十三 口腔及 び歯牙 <sup>が</sup>	
(略)	口腔及び歯牙に重大な疾患又は機能障害がないこと。	
(略)	口腔及び歯牙に重大な疾患又は機能障害がないこと。	

